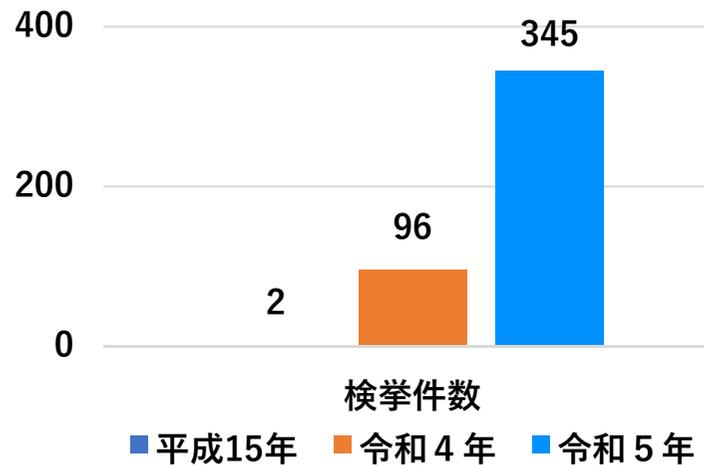
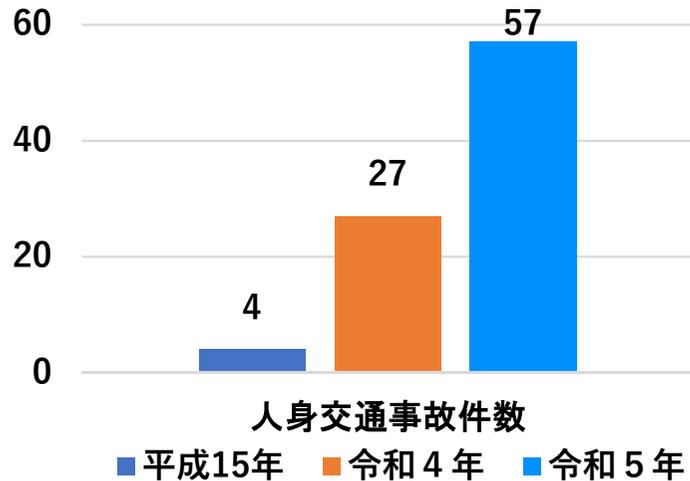


改正道路交通法の概要等 (ペダル付き原動機付自転車に関する規定の整備) について

令和6年6月27日 (木)
警察庁説明資料

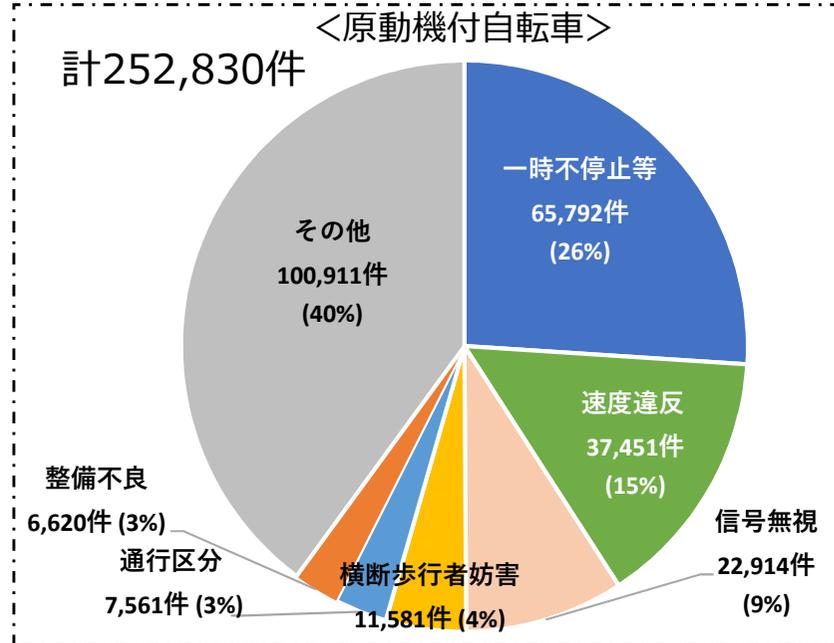
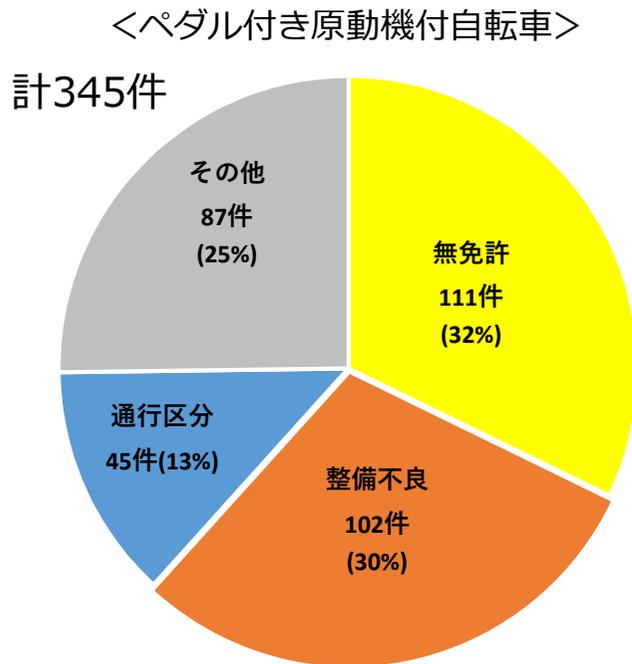
ペダル付き原動機付自転車に関する交通事故・違反の発生状況等について

ペダル付き原動機付自転車に関する交通事故・違反件数



ペダル付き原動機付自転車に関する交通事故・違反件数は増加傾向。

違反類型別の検挙件数(令和5年)



ペダル付き原動機付自転車の交通違反の内訳をみると、原動機付自転車全体の交通違反と比較して、無免許運転・整備不良の割合が著しく高い。

※ 都道府県警察から警察庁に報告された数値を集計

令和6年改正道路交通法について（原動機付自転車等の運転の定義の明確化）

公布日：令和6年5月24日

施行日：公布日から6月以内の政令で定める日

ペダル付き原動機付自転車
(国民生活センターから提供)



<背景>

- ペダル付き原動機付自転車に関連する交通事故は、近年増加傾向にある。
- 一般原動機付自転車等に該当するにもかかわらず、インターネット等を通じて「電動アシスト自転車」といった不適切な表記で販売されており、違反取締りに際して、「自転車だと思っていた」旨供述する被疑者も多く見られる。

道路交通法第2条第1項第17号

運転：道路において、車両…をその本来の用い方に従って用いること…をいう。



運転：道路において、車両…をその本来の用い方に従って用いること（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含む。）をいう。

【参考】

「ペダルその他の人の力により走行させることができる装置」としては、ペダルのほか、足踏み装置やハンド・クランクが想定される。

「当該装置を用いて走行させる場合」とは、「ペダルその他の人の力により走行させることができる装置」を用いて走行させる場合をいう。

概要

改正により、ペダル付き原動機付自転車をペダルのみを用いて走行させる行為は、「車両の本来の用い方」であることから、当該行為が原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確化したもの。

原動機及びペダルを備えている車両に係る海外法制度について

国名		日本	アメリカ (ニューヨーク)	イギリス	フランス (パリ)	ドイツ	デンマーク	韓国
アシスト 自転車 の基準	原動機の出力	基準なし	0.75kw以下	0.25kw以下	0.25kw以下	0.25kw以下	0.25kw以下	基準なし
	原動機が停止する速度	24km毎時	20マイル毎時 (約32km毎時)	15.5マイル毎時 (約25km毎時)	25km毎時	25km毎時	25km毎時	25km毎時
	原動機のみを用いた走行	不可	可	可	不可	不可 (6 km毎時までは可)	不可 (6 km毎時までは可)	可 (原付免許が必要)
	その他	速度とアシスト比率 10km未満 1:2 10km~24km未満 速度に応じて徐々に減少する	限られた都市において、最高速度25マイル毎時(約40km毎時)のものが認められている		原動機の電力供給は、速度に応じて徐々に減少する	原動機の電力供給は、速度に応じて徐々に減少する		30kg未満
運転免許	アシスト自転車	不要	事実上、不要	不要 (14歳未満は運転不可)	不要	不要	不要	不要 (原動機のみで走行可能なものは必要)
	原付・自動車	必要	必要	必要	必要	必要	必要 (最高速度30km以下のものは不要(15歳未満は運転不可・15~17歳は免許必要))	必要
走行場所	アシスト自転車	車道 自転車道 普通自動車専用通行帯 一定の場合歩道	車道 自転車通行空間 原則歩道不可	車道 自転車通行空間 原則歩道不可	車道 自転車通行空間 原則歩道不可	車道 自転車通行空間 原則歩道不可	車道 自転車通行空間 原則歩道不可	車道 自転車通行空間 原則歩道不可
	原付・自動車	車道 歩道不可	車道 歩道不可	車道 歩道不可	車道 原則歩道不可 (出力が0.35kw以下・最高速度が25km毎時以下である等の要件を満たす車両は自転車通行空間も走行可)	車道 原則歩道不可 (出力が4 kw以下・最高速度が45km毎時以下である等の要件を満たす車両は自転車通行空間も走行可)	車道 原則歩道不可 (最高速度30km以下のものは、自転車通行空間を走行する必要)	車道 原則歩道不可

令和6年改正道路交通法について（自転車・特定小型原動機付自転車の安全を確保するための規定の創設）

公布日：令和6年5月24日
施行日：公布日から2年以内の政令で定める日

<背景>

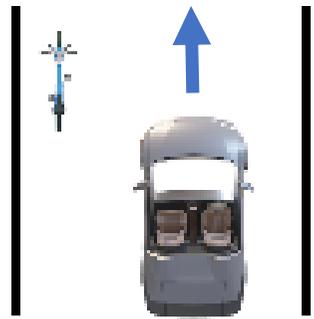
- 車両の一類型である自転車について、歩行者との事故防止を図るためには、車道通行の原則を徹底していく必要があるが、自転車が車道通行する場合には、自動車と走行空間を共有することとなる。
- 車道（単路）を同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち、自転車の右側面が接触部位の事故の割合は増加傾向
 - ※ 自転車の右側面が接触部位の事故の割合は、平成25年は40%であったのに対し、令和4年は53%にまで増加
- 大きさ・最高速度が自転車と同程度であり、自転車と同様に車道通行が原則である特定小型原動機付自転車についても、安全を確保する必要

→ 車道における自動車等と自転車・特定小型原動機付自転車の側方接触事故を防止するための規定の創設

改正の内容

車道における自動車等と自転車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両（自転車等））の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

- 自動車等 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車等 できる限り道路の左側端に寄って通行



令和6年改正道路交通法について（国会審議における意見）

- 改正道路交通法の国会審議において、ペダル付き原動機付自転車の販売対策を官民を挙げて講ずべきとする様々な意見が出された

ペダル付き原動機付自転車について

- ・ 警察庁の統計によると、令和5年中のペダル付き原動機付自転車の交通違反のうち、約3分の1が無免許運転であるが、そもそも無免許の者に販売できてしまう市場にも一定の課題がある。
- ・ 無免許の者が、インターネット上でペダル付き原動機付自転車を購入できてしまうことにより、交通違反・事故につながっているのではないかと懸念されている。官民協働での取組を講ずべきである。
- ・ ペダル付き原動機付自転車は、外観が電動アシスト自転車に似ているが、歩道を通行したり高速で走行したりする状況がみられ、危険である。
- ・ 国民生活センターの調査によると、「電動アシスト自転車」として販売されている10車種のうち、9車種が自転車のアシスト比率の基準に適合していなかったとのことであるが、官民で販売対策をすべきでないか。
- ・ 一般原動機付自転車に該当する車両を「電動アシスト自転車」と称して販売する事業者を取り締まるべきである。
- ・ ペダル付き原動機付自転車と電動アシスト自転車の見分け方を広く国民に周知する必要がある。

- 改正道路交通法の国会審議においては、特定小型原動機付自転車に関しても、安全性を懸念する意見等が出された

特定小型原動機付自転車について

- ・ 特定小型原動機付自転車は危険であるため、法制度の在り方をもう一度見直すべきではないか。

いわゆるペダル付き原動機付自転車等に関する周知・啓発について

<ペダル付き原動機付自転車について>

・ペダル付き原動機付自転車の車両区分や公道を走行するために必要なことなどについて、広報啓発資料を作成し、都道府県警察に送付するとともに、[警察庁ウェブサイト](#)に公開。

(令和6年4月)

<駆動補助機付自転車の型式認定について>

・道路交通法の基準に適合している電動アシスト自転車については、国家公安委員会の型式認定を受けてT Sマークを表示することができる。

・型式認定を受けた電動アシスト自転車の一覧表を[警察庁ウェブサイト](#)に公開。

(令和6年4月)

<警察庁ウェブサイト(型式認定品の紹介)>

1 型式認定制度の概要

(略)

2 駆動補助機付自転車に係る型式認定制度について

駆動補助機付自転車については、府令第39条の3に基づき、型式認定制度の対象とされており、令和6年5月末現在、駆動補助機付自転車の型式認定を受けているものは1,803件となります。

(略)

※ 令和3年1月以降に型式認定を受けた駆動補助機付自転車の一覧は以下のとおりとなります。

なお、認定品の車体の塗色については、認定時のものとなります。塗色、その他の性能に係る部分については、直接メーカーにお問い合わせください。

- > 令和3年中認定分
- > 令和4年中認定分
- > 令和5年中認定分
- > 令和6年中認定分

<ペダル付き原動機付自転車に関する広報啓発資料>



<型式認定を受けた電動アシスト自転車の一覧表のイメージ>

A	車両重量 (kg)	16.7	
	型式認定番号	交規04-05	
	申請者	リッチー株式会社	
	名称	T-RAMP MOBILITY SYSTEM-04M	
	型式	T-MOTOR-BIKE	
	サイズ (mm) 全長×全幅	1720×670	
B	車両重量 (kg)	16.5	
	型式認定番号	交規04-08	
	申請者	ヤマハ発動機株式会社	
	名称	ヤマハEAS	
	型式	YAS-YA	
	サイズ (mm) 全長×全幅	1855×680	

自動車及び一般原動機付自転車に該当する電動モビリティに関連する交通事故を防止するための 関係事業者ガイドライン骨子（案）

背景

近年、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景に、ペダル付き原動機付自転車をはじめとする自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティの普及が進んでおり、関連する交通事故・違反が増加している。令和6年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、ペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いず、ペダルのみを用いて走行させる行為が自動車又は原動機付自転車の運転に該当することが明確化されたところであるが、同法の国会審議では、免許を受けていない者にペダル付き原動機付自転車を販売する市場にも課題があると問題提起された。これらを踏まえ、ペダル付き原動機付自転車をはじめとする自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティに関連する交通事故を抑止するために関係事業者が取り組むべき交通安全対策についてガイドラインとして示すもの。

目的

新たなモビリティが普及し、多様な交通主体が通行する道路において、全ての交通主体の安全を確保するためには、ペダル付き原動機付自転車をはじめとする自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティに関係する事業者において必要な交通安全対策が講じられることが重要であることから、関係事業者が取り組むべき交通安全対策に関する事項を示すことにより、ペダル付き原動機付自転車をはじめとする自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティに関連する交通事故を抑止することを目的とする。

位置付け

本ガイドラインは、ペダル付き原動機付自転車をはじめとする自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティに関連する交通事故抑止のために、各事業者が最低限遵守することが望ましい事項を示すものであり、各事業団体は、ガイドラインに準拠した自主ルールを策定し、それぞれ必要な交通安全対策を講ずるものとする。

販売事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 車両区分の明示
- 購入者の免許確認の徹底
- 貸出し及び転売防止対策の実施
- 保安基準に適合した車体の販売
- 自賠償保険等の加入対策の実施
- 車体の点検・整備の支援
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

プラットフォーム提供事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 車両区分の明示
- 購入者の免許確認の徹底
- 保安基準に適合した車体の販売
- 規約に違反した販売事業者に対する措置
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

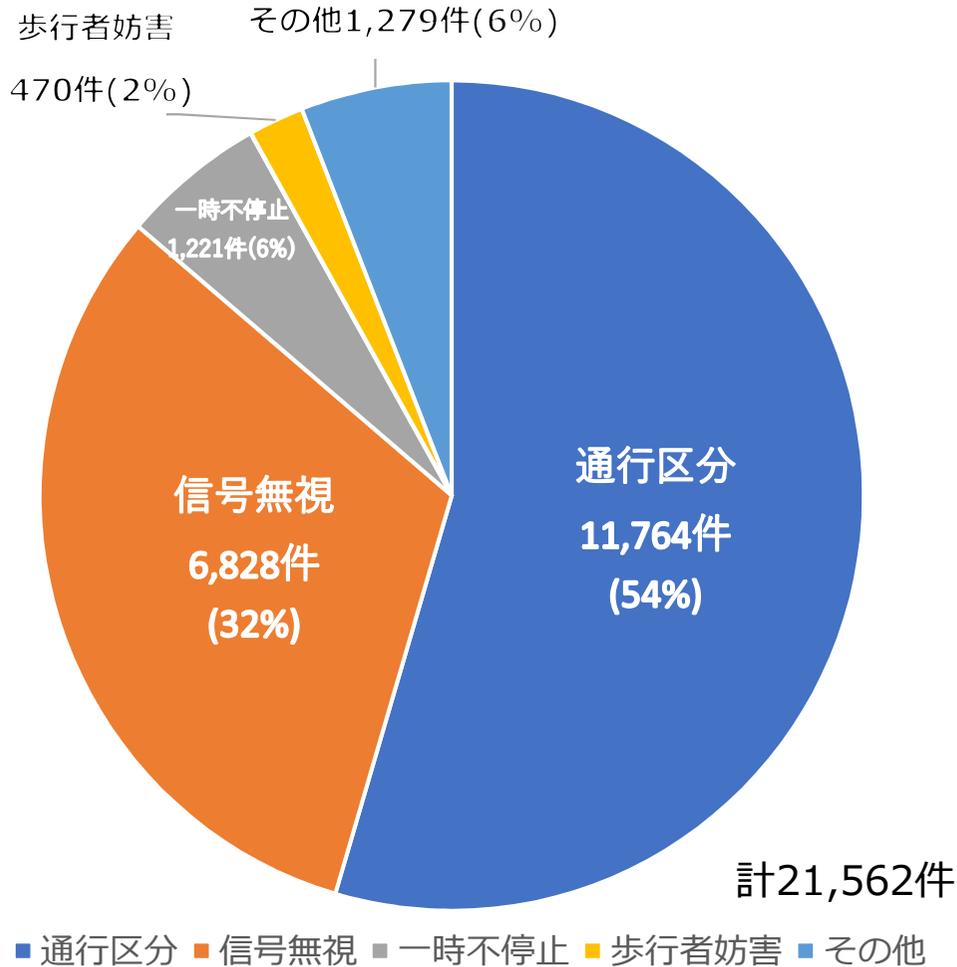
配送業務を委託する事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 保安基準に適合していない車体の使用禁止及び配達員に対する周知
- 配達員の免許確認の徹底
- 規約に違反した配達員に対する措置
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

特定小型原動機付自転車に関する交通違反・事故の発生状況①

特定小型原動機付自転車の検挙件数（違反類型別）

<検挙件数（令和5年7月～令和6年5月）>



<検挙件数の内訳（月別・違反別）>

違反種別	月	令和5年						令和6年				
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
信号無視		186	278	345	544	660	672	616	777	857	1,076	817
通行区分		150	297	429	617	961	986	1,004	1,362	1,732	2,460	1,766
一時不停止		35	59	80	114	76	99	102	148	130	221	157
歩行者妨害		17	18	23	38	46	30	44	37	36	95	86
その他		17	37	46	71	107	92	152	142	163	232	220
	うち酒気帯び	2	5	5	4	11	10	13	11	19	26	39
合計		405	689	923	1,384	1,850	1,879	1,918	2,466	2,918	4,084	3,046

※「その他」中、酒気帯び運転は145件

※都道府県警察から警察庁に報告された数値を集計（令和6年6月27日時点）

特定小型原動機付自転車に関連する交通違反・事故の発生状況②

<特定小型原動機付自転車に関連する交通事故件数・死傷者数>

月	区分	事故件数	死者数	負傷者数
令和5年	7月	8	0	8
	8月	11	0	11
	9月	22	0	23
	10月	19	0	19
	11月	11	0	11
	12月	14	0	14
令和6年	1月	16	0	16
	2月	23	0	27
	3月	18	0	19
	4月	22	0	22
	5月	26	0	26
合計		190	0	196

<相手当事者別>

相手当事者	令和5年						令和6年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
単独	4	4	9	7	4	6	7	4	7	6	11
四輪	1	3	5	4	5	6	6	10	3	7	4
歩行者	2	2	7	4	1	1	2	3	4	2	5
自転車	1	2	1	3	1	1	1	6	3	6	4
二輪車	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
その他 (不明を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	8	11	22	19	11	14	16	23	18	22	26

<都道府県別>

都道府県	令和5年						令和6年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
東京都	7	9	18	16	10	11	13	13	14	12	18
大阪府	1	2	4	2	0	3	2	8	4	5	4
その他	0	0	0	1	1	0	1	2	0	5	4
合計	8	11	22	19	11	14	16	23	18	22	26

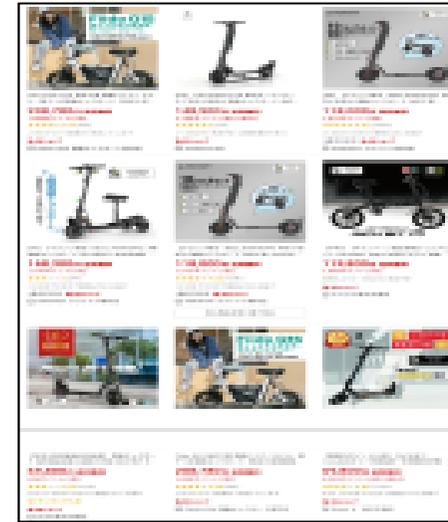
※特定小型原動機付自転車が第1当事者又は第2、第3当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計（令和6年6月27日時点）

プラットフォーム提供事業者における取組の状況

○特定小型原動機付自転車を販売することが認められているプラットフォーム提供事業者においては、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」及び販売規約に基づき、型式認定又は性能等確認を受けた型式の車両のみを販売することを販売業者に義務付けることにより、流通する車両が保安基準に適合することを確保している。

○また、特定小型原動機付自転車を16歳未満の者に提供することが禁止されていることを受け、販売事業者に対して、販売前又は車体の引渡し前に、購入者の年齢を確認することを義務付けている。

＜特定小型原動機付自転車の販売ページ＞



※ 楽天市場から抜粋
(販売されている特定小型原動機付自転車については、全てについて性能等確認がなされている)

＜プラットフォームに出品されている特定小型原動機付自転車＞

事業者名	出品時の性能等確認の要否	製作事業者	型式名	性能等確認
楽天	要	Acalie	RICH BIT ES1 Pro	○
		AINOHOT	ST3	○
			S07	○
		AIRTEC	KB100	○
		BLAZE	KICKBOARD EV LITE	○
		Comfy	Comfy	○
		COSWHEEL	MIRAI T Lite	○
		E-CON	E-CON CITY	○
		FUGU	Meister F	○
		GLIDEWAY	X1	○
		HILLSTONE	od606	○
			od608	○
		SunEmperer	SS1	○
		SWALLOW	Fiido Q1s	○
		ZEFILL	TK-1	○
		足立ブレーキ	MANTIS JR NEO	○
SPIDERMAX	○			

事業者名	出品時の性能等確認の要否	製作事業者	型式名	性能等確認
ヤフー	要	Acalie	RICH BIT ES1 Pro	○
		AINOHOT	TS3	○
		AIRTEC	KB100	○
		E-CON	E-CON CITY	○
		GLIDEWAY	X1	○
		HILLSTONE	od608	○
			od606	○
		長谷川工業	KS6Pro	○